

島根県観光キャラクター「しまねっこ」15周年記念イベント
企画・運営業務 提案競技実施要領

令和6年4月9日

1. 目的

2025年1月でデビュー15周年を迎える2024年度を島根県観光キャラクター「しまねっこ」の記念イヤーと位置づけ、「しまねっこ」とコミュニケーションを図ることができる集客イベントを実施することにより、これまで応援していただいているファンやキャラクターへ感謝の意を表するとともに、しまねっこをきっかけとする本県の新たなファン獲得、誘客促進及び効果的な情報発信を図る。ついで、当要領により提案競技を実施し、事業の委託候補者を選定する。

2. 業務概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名 | 島根県観光キャラクター「しまねっこ」15周年記念イベント企画・運営業務 |
| (2) 業務内容 | 別添「島根県観光キャラクター「しまねっこ」15周年記念イベント企画・運営業務 委託仕様書（提案協議用）」のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (4) 委託料上限額 | 8,217千円（消費税及び地方消費税を含む） |

3. 応募資格

この企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）もしくは単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

| | |
|--|--|
| (1) 募集期間 | 令和6年4月9日（火）～令和6年4月17日（水）17時 ※参加表明書、企画提案質問書、企画提案書の様式は県観光振興課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。 |
| (2) 参加表明書の提出 | 企画提案に参加するものは、参加表明書（様式1）、誓約書（様式4）を令和6年4月17日（水）17時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。 |
| (3) 参加資格通知予定日 | 令和6年4月19日（金） |
| (4) 質疑の受付期間 | 質疑がある場合は、必ず企画提案質問書（様式2）にて、令和6年4月17日（水）17時までに持参またはメールにより提出すること。 |
| (5) 質疑の回答予定日 | 令和6年4月19日（金） |
| (6) 質疑の回答方法 | ・ 企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑を取りまとめてすべて同じものを回答する。 ・ 参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・ メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。 |
| (7) 企画提案書提出期限 | 令和6年5月7日（火）17時 |
| (8) 提案者プレゼンテーション及び審査予定日 | 令和6年5月14日（火）予定 ※プレゼンテーションの日時及び場所については、参加資格通知者に別途通知する。 ※提案者ごとに、企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。 |
| (9) 委託候補者の決定 | 令和6年5月中旬を予定 |
| 【提出先及び問い合わせ先】 島根県商工労働部 観光振興課 観光宣伝係 担当：佐藤、佐伯 〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL：0852-22-6757 FAX：0852-22-5580 E-mail：kankou@pref.shimane.lg.jp | |

5. 企画提案書の作成、提出方法等

| | |
|--------------|---|
| (1) 作成方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書（様式3）により作成する。 ・ 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じとする。 （図表等は必要に応じA3版の折り込みも可とする。） |
| (2) 提出方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 6部提出すること。 ・ 令和6年5月7日（火）17時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。 |
| (3) その他の書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書（押印不要）を企画提案書（6部）の末尾にそれぞれ綴り込むこと。 ・ 見積書の宛名は「島根県知事 丸山 達也」とし、代表者の職氏名を記載すること。 |
| (4) その他の留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの ・ 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり5,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・ 複数の企画提案は認めない。 ・ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・ 企画提案の採否は、文書により通知する。 ・ 採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・ 本要領に基づき提出された書類は返還しない。 |

6. 審査方法等

| | |
|----------|--|
| (1) 審査方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に適する企画提案を提出した者（1者を予定）を本業務の委託候補者として選定する。 ・ 企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・ 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。 |
| (2) 審査内容 | <ol style="list-style-type: none"> ① イベントの企画趣旨 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案協議実施要領の「1. 目的」に記載した事業の趣旨を把握し、その目的を効果的に達成するための企画コンセプトを有しているか。 ・ しまねっこ及び島根県の魅力発信や新たなファン獲得に繋がり、島根県への来訪動機の向上が期待できる工夫が講じられているか。 ② 運営体制等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な運営・管理体制が整備されているか。また、特にコンソーシアムにあっては、県との連絡窓口が明らかになっているか。 ③ 広報業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報業務について、集客目標を達成できるよう効果的な発信が可能な内容となっているか。また、イベントを中心とした15周年のプロモーションが展開されているか。 |

| | |
|--------------|--|
| | <p>④ 独自の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が示す内容以外にも、15周年を盛り上げるプロモーションや来場の動機となる、又はイベント内での消費を促すための独自の企画提案が行われているか。 <p>⑤ スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント企画から実施までの具体的な計画が示されているか。 <p>⑥ 過去の類似業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の類似実績から、訴求したいターゲット、本イベントのコンセプトに沿った企画が期待できるか。 ・過去の実績やノウハウを活かし、独自のルートや強みを持った提案となっているか。 <p>⑦ 見積金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の目的に照らし、費用対効果の観点も含めて、最大限の成果を期待しうる適正な見積金額となっているか。 |
| (3) 応募者の採否通知 | 令和6年5月中旬以降、提案者全員に通知する。 |

7. 契約内容等

| | |
|-------------------|---|
| (1) 委託料上限額 | 8, 217千円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。 |
| (2) 契約方法等 | 受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議のうえ、委託契約を締結する。 |
| (3) 委託料の支払 | 原則として精算払いとする。 ただし、業務上必要と認められる場合は、契約に基づき、前金払することができる。 |
| (4) 一括下請け及び再委託の禁止 | 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。 |
| (5) 契約保証金 | 契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。 |
| (6) 個人情報の保護 | 本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。 |
| (7) 契約書及び仕様書 | 別途作成・指示する。 |